

平成 25 年第 2 回定例会 総務政策常任委員会

平成 25 年 5 月 17 日

谷口委員

幾つか少し細かな点についてお伺いしたいと思いますけれども、最初に、一番上の返還対象のところ、還付金を含めて合計 636 億円ということなんですが、前の御報告ではたしか 635 億円だったと思うんですけれども、1 億円増えていることについて、まず教えてください。

税制企画課長

平成 24 年度の補正予算で計上いたしました 635 億円のうち、還付加算金相当額というのが 155 億円でした。実はこの還付加算金の計算、いつまでに計算するかは、その中でなかなか確定ができなかったものですから、年度内の平成 25 年 3 月 29 日金曜日、この日に全て支払ったという前提で計算した額です。実際には、新年度の 4 月に入ってから返還しているものがありますので、その間の還付加算金相当額が増加したというのが理由です。

谷口委員

一応お尻は平成 25 年 4 月 30 日で切るということで、この額が出てくる。分かりました。

それで、3 番目の未返還分の状況のところなんですが、連絡は取れているけれども、書類が提出されていないものが 7 法人。それから、連絡先不明が 24 法人となっているんですが、24 法人はどういった理由で連絡がつかないのかまず確認させてください。

税制企画課長

主に四つのケースがございます。

まず一つ目が、登記上は存在しておりますが、実際には、現地等に行きましても、そこに存在しない。恐らくもう実態がなくなっているのではないかなというようなものが一つありますので、そのために連絡がついていないということです。

二つ目が、もう既に清算終了しているというものです。この場合には、清算人の方に御通知を申し上げているところですが、その清算人の方の所在がはっきりしていないものというケースが二つ目です。

三つ目としては、これは既に破産手続が終了してしまっているという場合で、破産がもう終わっている場合には、破産管財人ですとか、あるいは破産前の代表者という方が法人を代表する権限がないので、実質的には御通知する先が存在していないという状況になっております。

四つ目が、外国法人が神奈川県内に支店を設けて事業をしておりましたが、既に撤退をしまして、現実的にもう調べようがないというものがございます。

谷口委員

外国法人については、要するに、東京にも、国内に全く出先等の支店も何もないというようなことですか。

税制企画課長

かなり古いといえますか、数年たってますので、そこまでの確認もできない状況です。

谷口委員

それで、四つのケースを今お答えいただいたんですが、今後どういうふうに対応していくのか。例えば郵便や電話等では連絡が取れないところについては、現地に行って所在を確認してくるとか、そういう手法もとるべきだと思うんですが、いずれにしても今後どういうふうにして対応していくのか教えてください。

税制企画課長

今 24 法人が残ってますが、神奈川県内あるいは東京近郊であれば現地に行くことができますので、現在、現地の確認を進めているところです。その結果は、まだ連絡がついてませんが、かつての代表者の方ですとか、清算人の方の御家族とお会いすることができて、これから連絡がつくであろうというところも幾つかあります。それらにつきましては、もう一度文書をお出しするというところをやってまして、これは戻ってくる可能性が高いですが、一応そこまでの対応は5月中旬に全部終了する予定です。

その後につきましては、県のホームページの中で御返還を申し上げるという内容を出しておりますので、県のホームページなどを通じて案内は継続して行っていきたいと思っております。

この案内の中で、今後、返還の申し出があった場合には、そこから 10 年遡りますということですか、利息の計算は平成 25 年 4 月 30 日までですというようなことも併せて御案内しているところですので、法人の申し出があれば、その時点で返還をしていこうという方針です。

谷口委員

最終的に、今のところ 2 年間分の状況で、書類が提出されていないところが 6,300 万円ぐらい。それから、連絡先が不明なところが 7,100 万円。合せて 1 億 3,400 万円ぐらいがまだ未返還ということなんですけれども、特に不明の法人、また連絡はついているんだけど、書類が全く戻ってこないというようなところについて、最終的に返還できないものもあるという、そういう理解でよろしいですか。

税制企画課長

必要書類がまだ提出されていない法人につきましては、全て連絡が取れておりまして、様々な理由があります。納めた当時に合併してしまったとか、それからまた分割したとか、内部的に親会社がいたりとか、一連の手続が煩雑になっているようでして、その時間がかかっているようです。これはほぼ出てくる見込みです。

一方、連絡先が不明なものにつきましては、今調査をしていますが、どうしても返還の申し出がないということも想定されますし、また申し出があったとしても、その方が本当に権限がある方かどうかという確認が取れるかどうかということもあります。

また、申し出があったときに、既にもう納付から 10 年を越えてしまって時効になるということもありますので、最終的にはお返しできないものが発生するということは当然想定されるということです。

谷口委員

その場合は、返還金については基金に残すという理解でよろしいですか。

税制企画課長

今回、平成 24 年度の予算措置をしていただきまして、繰越明許で平成 25 年度にそれをしなかったもので、そこで残れば、もうそこで終わりですので、いわゆる通常の執行残というような形になってくるということになっています。

谷口委員

あと 1 点、訴訟の費用についてなんですが、なお書きのところで、いすゞ自動車の訴訟手数料については、今後、地裁から通知される予定ということですが、もし分かれば年度内に通知が来るのか、その場合に想定される額は県としては 4 億 5,000 万円支払っているわけで、恐らく同じようになるのか分かりませんが、ほぼこういう金額になってくると思うんですが、その支払いについては、平成 25 年度はある程度手当はされているのでしょうか。

税制企画課長

判決で県の負担とされましたのは、いわゆる訴訟するときの裁判所に払う手数料ですので、いすゞ自動車は既に横浜地方裁判所にその金額の確定の申し立てをしているというふうに聞いています。その金額といたしましては、第一審と上告審の二つ合せまして約 1,500 万円というふうに聞いています。したがって、いすゞ自動車の弁護士報酬ですとか、そういったものは含まれません。今申し上げましたように、既にいすゞ自動車は手続を始めてますので、近々通知が来るのではないかというふうに考えています。

この予算措置についてですが、まだ確定しておりませんでしたので予算措置はしてございません。私ども、税の中では、もともとの税の関係ですとか、そういったものの予算がございますので、当面は其中で流用して対応させていただく予定です。